

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第9号

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県宅地建物取引業法施行細則（昭和47年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
<p>（従事者異動届）</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、知事の免許を受けた後に宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。）第1条の2第1項第8号に規定する従事者（宅地建物取引業者、その役員（取引主任者である法第15条第2項に規定する役員を含む。）、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）第2条の2に規定する使用人及び法第15条第1項に規定する取引主任者を除く。）に異動があったときは、30日以内に、従事者異動届（様式第2号）により知事に届け出なければならない。</p>						<p>（従事者異動届）</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、知事の免許を受けた後に宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。）第1条の2第1項第8号に規定する従事者（宅地建物取引業者、その役員（宅地建物取引士である法第31条の3第2項に規定する役員を含む。）、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）第2条の2に規定する使用人及び法第31条の3第1項に規定する宅地建物取引士を除く。）に異動があったときは、30日以内に、従事者異動届（様式第2号）により知事に届け出なければならない。</p>					
<p>（営業許可書）</p> <p>第4条 施行規則第14条の3第3項第3号に規定する書面は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号</p> <p>略</p> <p>事務所、役員等、政令で定める使用人及び専任の取引主任者に関する事項</p>						<p>（営業許可書）</p> <p>第4条 施行規則第14条の3第3項第1号に規定する書面は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号</p> <p>略</p> <p>事務所、役員等、政令で定める使用人及び専任の宅地建物取引士に関する事項</p>					
区分	事務所の名称、所在地若しくは電話	役名	生年月日	設置年月日又は就任年月日	登録番号	区分	事務所の名称、所在地若しくは電話	役名	生年月日	設置年月日又は就任年月日	登録番号

改正前						改正後					
	番号又は氏名						番号又は氏名				
略						略					
専任の 取引主 任者	略					専任の 宅地建 物取引 士	略				
略						略					
専任の 取引主 任者	略					専任の 宅地建 物取引 士	略				
様式第2号						様式第2号					
略						略					
<u>雇入、解雇 の別</u>	年月日	氏名	生年月日	<u>宅地建物取引主 任者資格登録簿 の登録を受けて いる者にあつて は、登録番号</u>	事務所名	<u>異動区分</u>	年月日	氏名	生年月日	<u>宅地建物取引士 資格登録簿の登 録を受けている 者にあつては、 登録番号</u>	事務所名
<p>注 1 <u>宅地建物取引主任者資格登録簿登録番号については、宅地建物取引業法第15条第1項に規定する専任の取引主任者並びに宅地建物取引業者及び同条第2項に規定する役員で取引主任者であるもの以外の取引主任者について記載すること。</u></p>						<p>注 1 <u>異動区分の欄は、入社・退社・事務所異動・他部門への異動等を記載すること。</u></p>					
<p><u>2・3</u> 略</p>						<p><u>2</u> 氏名の変更の場合は、異動区分の欄に氏名の変更と記載し、氏名の欄に変更前の氏名を括弧書きで付記すること。</p>					
<p><u>2・3</u> 略</p>						<p><u>3・4</u> 略</p>					

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。